

「ヘアドライヤ」意匠権等侵害差止等請求事件：大阪地裁平成22(ワ)16066・平成24年9月20日(21民部)判決<請求棄却>

【キーワード】

意匠法24条2項(意匠の類否判断), 意匠法37条1項(意匠権侵害), 不競法2条1項1号(周知・混同の不正競争行為), 不競法3条(差止請求権)

【事案の概要】

1 本件は, かつて後記本件意匠権を有しており, かつ別紙原告製品目録記載のヘアードライヤー(以下「原告製品」という。)の製造販売を行う原告が, 別紙被告製品目録記載のヘアードライヤー(以下「被告製品」という。)の販売等を行う被告に対し, 下記請求をした事案である(なお, 損害賠償請求については, 意匠権侵害に基づく請求と不正競争防止法違反に基づく請求は, 損害が重なる限度で選択的に請求されているものと解する。)。

記

(1) 意匠権侵害に基づく損害賠償請求

被告製品の販売等が, 後記本件意匠権を侵害することを理由とする, 意匠権侵害の不法行為(民法709条)に基づく金1600万円及びこれに対する不法行為の後である平成22年11月26日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の損害賠償請求

(2) 不正競争防止法違反に基づく差止・損害賠償請求

被告製品の販売等が, 不正競争防止法2条1項1号の不正競争に該当することを理由とする, 同法3条1項に基づく被告製品の販売等の差止請求, 並びに, 同法4条に基づく金3200万円及びこれに対する不法行為の後である平成22年11月26日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の損害賠償請求

2 判断の基礎となる事実

以下の事実は, 当事者間に争いが無いが, 掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定できる。

(1) 当事者

原告(株式会社大廣製作所)は, 理美容器具等の製造販売を目的とする会社である。

被告(株式会社ビューティガレージ)は, 理美容用品・機器の販売等を目的とする会社であり, 理美容用品・機器の中古品販売事業も行っている。

(2) 原告製品の製造販売

原告は, 平成4年5月から, 原告製品を製造販売している。原告製品の構成

は、別紙原告製品写真及び図面記載のとおりである。

なお、原告製品については、平成22年6月頃、量産体制は終了し、その後は受注生産とされている（甲51）。

(3) 本件意匠権

原告は、次の意匠権（以下「本件意匠権」といい、その登録意匠を「本件意匠」という。）を有していた。なお、本件意匠権は、平成21年3月25日、存続期間満了により消滅した。

なお、意匠に係る物品のヘアードライヤーとは、理美容器具の一種であり、ヘアサロンにおいて、理美容師が利用客に対し、パーマ、カラーリング、ドライなどを行った際、その浸透ないし乾燥を促進するために使用する機器の総称である。

登録番号 第900962号
出願日 平成3年12月11日
登録日 平成6年3月25日
意匠に係る物品 ヘアドライヤー本体
登録意匠 別紙本件意匠公報記載のとおり

(4) 被告製品の販売

被告は、平成18年から、被告製品を販売している。被告製品の構成は、別紙被告製品写真記載のとおりである（以下、被告製品に係る意匠を「被告意匠」という。）。

3 争点

(1) 意匠権侵害に基づく請求

被告意匠は本件意匠に類似するか（争点1）

(2) 不正競争防止法違反に基づく請求

ア 原告製品の形態は、周知商品等表示（不正競争防止法2条1項1号）に該当するか（争点2-1）

イ 被告製品の形態は、原告製品の形態に類似するか（争点2-2）

ウ 原告製品と被告製品との混同のおそれがあるか（争点2-3）

エ 原告に、営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがあるか（争点2-4）

(3) 原告の損害額（争点3）

【判断】

1 意匠権侵害に基づく請求（争点1）について

(1) 本件意匠の構成

証拠（甲1）及び弁論の全趣旨によれば、本件意匠は、別紙本件意匠公報に記載のとおりであり、意匠に係る物品を「ヘアードライヤー本体」とするもので、

その構成態様は、次のとおりと認められる。

なお、原告は、本件意匠の構成について、以下に加えて、ヒーター部につき原告製品の当該構成（別紙原告製品写真及び図面3参照）に基づき詳細に主張するが、当該構成は、本件意匠公報から明らかではないため、本件意匠の構成態様と認めることはできない（意匠法24条1項）。

ア 基本的構成態様

A シェード部（ヒーター部を備えたシェード型の部分）

略薄板状体を側面視略倒「亀甲括弧」状に折り曲げた態様である（以下、折り曲げた部分のうち、右側面図において左側に位置する部分を「第1シェード部」、右側に位置する部分を「第2シェード部」という。）。

第1シェード部及び第2シェード部の各平面視形状は、いずれも略矩形形状である。

シェード部は、円柱部の軸を中心に左右対称であり、第1シェード部は及び第2シェード部は、上記軸に対して、それぞれ約45度の角度に傾斜している。

第1シェード部及び第2シェード部の背面側には、側面視略くさび型状の膨出部が、正面視の横幅をシェード部の横幅よりやや狭くする態様で形成されている。

B 円柱部（シェード部の背面側の中央と接合する略円柱状の部分）

円柱部の頂面はなだらかな略凸湾曲面状である。

円柱部の軸は、スタンドの戴置面に対し、約70度傾斜している。

C 支持部（シェード部を支持する部分）

平面視略矩形形状の略厚板状体を側面視略倒「への字」状に折り曲げた態様である（以下、折り曲げた部分のうち、円柱部と接合する短い部分を「第1支持部」、スタンド側に位置する長い部分を「第2支持部」という。なお、第2支持部は、第1支持部に対して略120度の角度を有しており、第2支持部は途中でわずかに屈曲している。）。

円柱部の側面の中央と接合している。

D 取っ手部（支持部の下方に設けられた取っ手部分）

底面視で略矩形のリング状である。

イ 具体的構成態様

A シェード部について

シェード部の内側の中央には「オゾン送風口」が、第1シェード部及び第2シェード部には、それぞれ内側に「ヒーター部」、背面側に「放熱口」がある。

オゾン送風口は、円形である（なお、直径はシェード幅の略4分の1である。）。

ヒーター部には、縦6本及び横3本の格子で構成される網状格子が取り付けられ、その中に、ヒーター収納部として、比較的長めの矩形枠が2つ及びそれに挟まれた短めの矩形枠が1つある。

放熱口は、略正形状の横棧状孔部である。

C 支持部について

第1支持部は、底面側に膨出部が形成され、その中央は蛇腹状である。

第2支持部の背面側の中央には「制御部」があり、その下には「放熱口」がある。

制御部は略矩形で、上端と下端に大きめの略矩形のスイッチが2個ずつ、それらの間に小さいスイッチが約18個配置されている。

放熱口は、横長矩形の横棧状孔部が形成されている。

(2) 被告意匠の構成

証拠(乙1~3, 5, 6, 甲56~60)及び弁論の全趣旨によれば、被告意匠は、ヘアードライヤー(本体)であって、その構成態様は次のとおりと認められる。

ア 基本的構成態様

A シェード部

略薄板状体を側面視略倒「亀甲括弧」状に折り曲げた態様である(以下、折り曲げた部分のうち、右側面図において左側に位置する部分を「第1シェード部」、右側に位置する部分を「第2シェード部」という。)

第1シェード部及び第2シェード部の各平面視形状は、いずれも側面側が略円弧状に膨出した略「卵形」状である。

シェード部は、円柱部の軸を中心に左右対称であり、第1シェード部及び第2シェード部は、上記軸に対して、それぞれ約45度の角度に傾斜している。

シェード部は、平面視外周部に縁部を設けると共に、背面側が全体に肉厚状に膨出している。

B 円柱部

円柱部の頂面の形状は不明である。

円柱部の軸は、スタンドの戴置面に対し、約45度の角度である。

C 支持部

円柱部の頂面を内蔵する、頭部が大きい略半球状で下窄まり状の、倒立したひしゃく形状である。支持部の略半球状の頭部に細幅な畝状の凸部が形成されている。

円柱部とは、その頂面を内蔵する形で接合している。

D 取っ手部

底面視でT字状である。

イ 具体的構成態様

A シェード部について

シェード部の内側の中央には「オゾン送風口」が、第1シェード部及び第2シェード部には、内側に「ヒーター部」、背面側に「放熱口」がある。

オゾン送風口は、円形である（なお、直径はシェード幅の略2分の1である。）。

ヒーター部は、外枠を除き、縦4本及び横約27本の格子で構成される網状格子が取り付けられ、その中に、ヒーター収納部として、比較的長めの矩形枠が2つ及びそれに挟まれた短めの矩形枠が1つある。

放熱口は、略台形状の横棧状孔部である。

C 支持部について

支持部の背面側の中央には「制御部」があり、その下には「放熱口」がある。

制御部は略矩形形状で、3列3段に配列された小円形状のスイッチが主として配置されている。

放熱口は、横長矩形形状の横棧状孔部が形成されている。

(3) 本件意匠の要部について

ア 要部について

登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものである（意匠法24条2項）。

したがって、その判断にあたっては、意匠に係る物品の性質、用途、使用態様、さらには公知意匠にない新規な創作部分の存否等を参酌して、需要者の注意が惹き付けられる部分を要部として把握した上で、両意匠が要部において構成態様を共通にするか否かを中心に観察し、全体として美感を共通にするか否かを判断すべきである。

イ 需要者について

本件意匠及び被告意匠は、いずれもヘアードライヤーに関するものであり、その需要者は理美容業者である。

ウ 使用態様について

(ア) ヘアードライヤーは、理美容室において、利用客に対し、パーマや毛染めをするときに薬液の浸透を促進させたり、濡れた髪を乾燥させたりするために用いられる器具である。

使用時には、理美容椅子に座った利用客の側に設置され、利用客の頭部を覆う高さにシェード部の位置が調節され、その後制御部を操作して通電することにより、第1支持部を軸として、シェード部及び円柱部が左右に90度ずつ回転するとともに、円柱部を軸として、シェード部が左右に9

0度ずつ回転し、2つのヒーター部から吹き出す熱風が利用客の頭髪に当たることにより、薬液の浸透や乾燥が行われることになる（甲1「説明」、「使用状態を示す参考図1・2」参照）。

(イ) 理美容室において、使用しないときは、店舗の隅などに置かれており、使用の必要が生じたときに、利用客のもとに移動して使用されるのが通常である（弁論の全趣旨）。

エ 公知意匠について

本件意匠権の出願以前において、ヘアードライヤーの意匠には、シェード部が円筒型で、これを利用客の頭部に被せて使用する形態のもの（甲14）、ヒーター部が利用客の頭部の上、左右、後ろなどに点在した形態のもの（甲13）、シェード部が環状の形態のもの（甲11。タカラベルモント社のローラーボール）などがあった。

一方、本件意匠のように、略薄板状体を側面視略倒「亀甲括弧」状に折り曲げた態様のシェード部を、円柱部の軸を中心として左右対称になるように配置し、これを回転させて使用する形態のものは見当たらない。

オ 本件意匠の要部

(ア) 本件意匠は、上記(2)アのとおり、シェード部、円柱部、支持部及び取っ手部から構成されるところ、このうちシェード部、円柱部及び支持部は、本件意匠の全体において少なくない割合を占めており、意匠全体の骨格を構成している。

これらの部分について、例えば、正面側から見ると主にシェード部及び円柱部が、背面側から見ると主に支持部が中心的に看取されるが、ヘアードライヤー本体は、上記ウのとおり、使用時には、理美容室の利用客の近くに設置され、正面、背面、左右側面の各方向から立体的に観察されることになるし（シェード部の位置調節や、制御部の操作の際にも、特定方向からの観察に限定されるものではないといえる。）、また、使用しないときは、理美容室の隅などに置かれ、このときも、特定方向からの観察に限定されるものではない。

そうすると、本件意匠のうち需要者の注意が惹き付けられる部分（要部）は、シェード部、円柱部及び支持部の具体的な形状にあるというべきであるが、取っ手部については、意匠全体の骨格を構成するものとはいえず、要部とはいえない。

また、上記形状のうち、シェード部の「オゾン送風口」、「ヒーター部」、「放熱口」の具体的な形状、支持部の「制御部」、「放熱口」の具体的な形状は、意匠全体の骨格を構成するものではなく、要部には含まれない。

(イ) 原告は、本件意匠の要部は、公知意匠との比較、機能的な意義からヒーター部とこれを支えるシェード部に限定される旨主張する。

確かに、原告の主張するとおり、本件意匠のシェード部の形状（略薄板状体を側面視略倒「亀甲括弧」状に折り曲げた態様）は、上記エの各公知意匠のシェード部（円筒型、点在型、環状型）とは異なるものであるが、各公知意匠と異なる形状をとっているのは、シェード部のみならずシェード部を支持する部分（本件意匠のうち円柱部及び支持部に対応する部分）についても同様であり（甲11、13、14）、公知意匠との比較において、本件意匠の要部をシェード部に限定すべきということはできない。

また、原告は、ヘアードライヤーの機能を発揮するのはヒーター部とこれを支えるシェード部であるため、要部はかかる部分に限定されると主張するが、そもそも意匠の類否は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて検討されるのであることからすれば（意匠法24条2項）、当該物品の機能を発揮する部分であることのみをもって、意匠の要部を判断すべきではないといえるし、本件意匠においては、シェード部、円柱部及び第1支持部の動きが一体となって、機能を発揮しているというべきであるから、いずれにしても本件意匠の要部をヒーター部及びシェード部に限定すべきということはできない（なお、本件意匠のシェード部は、上記(3)ウのとおり使用時に独創的な動きをすることが認められるが、このような動き自体も円柱部及び第1支持部と一体となって実現されていることからすれば、やはり、本件意匠の要部をシェード部に限定すべき理由にはならない。）。

したがって、本件意匠の要部がヒーター部とこれを支えるシェード部に限定される旨の主張には理由がない。

(4) 類否について

ア 本件意匠及び被告意匠の共通点及び差異点

本件意匠と被告意匠は、いずれもシェード部、円柱部、支持部、取っ手を有するほか、以下の共通点及び差異点を有する。

(ア) 共通点

A シェード部

側面視形状（基本的構成態様）

いずれも略薄板状体を側面視略倒「亀甲括弧」状に折り曲げた態様である。

また、いずれも円柱部の軸を中心に左右対称であり、第1シェード部及び第2シェード部は、上記軸に対して、それぞれ約45度の角度に傾斜している。

構造（具体的構成態様）

いずれもシェード部の内側の中央には「オゾン送風口」が、第1シェード部及び第2シェード部には、内側に「ヒーター部」、背面側に「放熱

口」がある。

オゾン送風口、ヒーター部及び放熱口の形状（具体的構成態様）

いずれも「オゾン送風口」は円形、「ヒーター部」は格子状、「送風口」は矩形状の横棧状孔部である。

C 支持部

構造（具体的構成態様）

いずれも支持部の背面側の中央には「制御部」があり、その下に「放熱口」がある。

制御部及び放熱口の形状（具体的構成態様）

いずれも「制御部」は略矩形状で、複数のスイッチが配置されており、「放熱口」は横長矩形状の横棧状孔部である。

(イ) 差異点

A シェード部

平面視形状（基本的構成態様）

本件意匠は略矩形状であるのに対し、被告意匠は側面側が略円弧状に膨出した略「卵形」状である。

背面側の形状（基本的構成態様）

本件意匠は第1シェード部及び第2シェード部の背面側には、側面視略くさび型状の膨出部が、正面視の横幅をシェード部の横幅よりやや狭くする態様で形成されているのに対し、被告意匠は平面視外周部に縁部を設けると共に、背面側が全体に肉厚状に膨出している。

ヒーター部の具体的形状（具体的構成態様）

本件意匠は縦6本及び横3本の格子状であるのに対し、被告意匠は外枠を除き縦4本及び横約2.7本の格子状である。

放熱口の具体的形状（具体的構成態様）

本件意匠は略正形状であるのに対し、被告意匠は略台形状である。

B 円柱部

形状（基本的構成態様）

本件意匠はなだらかな略凸湾曲面状の頂面が露出しているのに対し、被告意匠では円柱部の頂面が支持部に内蔵され、その形状は不明である。

円柱部の長さ（基本的構成態様）

本件意匠と比較して、被告意匠では、シェード部と支持部とを接続する短い円柱でしかない。

円柱部の軸のスタンド戴置面に対する角度（基本的構成態様）

本件意匠は約70度であるのに対し、被告意匠は約45度である。

C 支持部

形状（基本的構成態様）

本件意匠は、平面視略矩形形状の略厚板状体を側面視略倒「への字」状に折り曲げた態様であるのに対し、被告意匠は、頭部が大きい略半球状で下窄まり状の倒立したひしゃく形状である。

円柱部との接合態様（基本的構成態様）

本件意匠は、円柱部の側面の中央において支持部と接合するのに対し、被告意匠は、支持部が円柱部の頂面を内蔵する形で接合している。

制御部の具体的形状（具体的構成態様）

本件意匠は、上端と下端に大きめの略矩形形状のスイッチが2個ずつ、それらの間に小さいスイッチが約18個配置されているのに対し、被告意匠は、3列3段に配列された小円形状のスイッチが主として配置されている。

D 取っ手部（基本的構成態様）

本件意匠は底面視で略矩形のリング状であるのに対し、被告意匠は底面視でT字状である。

イ 類否の判断について

(ア) 本件意匠と被告意匠は、上記アのとおり、シェード部の側面視形状（上記ア(ア)A）及び構造（上記ア(ア)A）、支持部の構造（上記ア(ア)C）、シェード部のうちオゾン送風口、ヒーター部及び放熱口の形状（上記ア(ア)A）、支持部のうち制御部及び放熱口の形状（上記ア(ア)C）において共通する一方で、シェード部の平面視形状及び背面側の形状（上記ア(イ)A）、円柱部の形状、長さ、角度、支持部の形状及び支持部と円柱部の接合態様（上記ア(イ)B、C）、シェード部のうちヒーター部及び放熱口の具体的形状（上記ア(イ)A）、支持部のうち制御部の具体的形状（上記ア(イ)C）、取っ手部の形状（上記ア(イ)D）において異なっている。

(イ) このうち、円柱部の形状、角度及び支持部の形状及び支持部と円柱部との接合態様についての差異点は本件意匠の要部に関するものであり、このような差異点によって、本件意匠は、より凹凸の多く角張った印象を与えるのに対し、被告意匠は、より丸みを帯びた滑らかな印象を与える。また、円柱部は、本件意匠では独立した存在として強い印象を与えるのに対し、被告意匠ではシェード部と支持部を接合する短い部分にすぎず、格別の印象を与えない。

(ウ) シェード部について、本件意匠と被告意匠は、その形状及び構造に一定の共通点がみられるものの、上記(3)のとおり本件意匠の要部はシェード部の形状に限られるものではなく、上記(ア)の差異点をもたらす印象の違いは大きいというべきであるから、シェード部の共通点がこれを凌駕するような共通の美感を生じさせるとは認められない。むしろ、シェード部の具体的形状をみると、本件意匠は略矩形形状でより角張った印象を与える

のに対し、被告意匠は略「卵形」状でより丸みを帯びた印象を与えており、円柱部及び支持部の形状の差異点によって生じる両意匠の印象の違いと同様の、異なった印象を与えるものといえる。

したがって、シェード部についての一定の共通点があるとしても、全体として、両意匠に共通の美感が生じるとはいえない。

(エ) そのほか、シェード部のうちオゾン送風口、ヒーター部及び放熱口、支持部のうち制御部及び放熱口、取っ手部の形状については、いずれも本件意匠の要部ではなく、これらについての共通点及び差異点が、両意匠の全体の印象に影響するものではない。

(オ) 以上のとおり、本件意匠と被告意匠は、需要者に異なる印象を与え、その美感を異にするというべきであるから、本件意匠が被告意匠に類似するとはいえない。

(5) 小括

したがって、原告の意匠権に基づく請求は、その余の点について検討するまでもなく、理由がない。

2 不正競争防止法違反に基づく請求（争点2）について

(1) 争点2 - 1（原告製品の形態は、周知商品等表示（不正競争防止法2条1項1号）に該当するか）について

ア 商品形態の商品等表示該当性

商品の形態は、本来的には、商品としての機能・効用の発揮や商品の美観の向上等のために選択されるものであり、商品の出所を表示する目的を有するものではない。

しかし、特定の商品の形態が独自の特徴を有し、かつ、この形態が長期間継続的かつ独占的に使用されるか、又は短期間でも強力な宣伝等が伴って使用されることにより、その形態が特定の者の商品であることを示す表示であると需要者の間で広く認識されるようになった場合には、当該商品の形態が、不正競争防止法2条1項1号にいう「商品等表示」として保護されることがあり得ると解される。

イ 原告製品の形態の商品等表示該当性について

(ア) 商品形態の特別顕著性について

原告製品の形態は、シェード部が略薄板状体を側面視略倒「亀甲括弧」状に折り曲げた態様で、これを回動させて使用される。

掲記の各証拠によれば、原告製品の販売が開始された平成4年当時、ヘアードライヤーの形態としては、ヒーター部を備えたシェード部が円筒型で、これを利用客の頭部に被せて使用する形態（甲14）、ヒーター部が利用客の頭部の上、左右、後ろなどに点在した形態のもの（甲13）、ヒーター部を備えたシェード部が環状の形態（甲11。タカラベルモン

ト社のローラーボール)などがあったものの、原告製品のように、ヒーター一部を備えたシェード部が帯状であり、これを回動させることによって使用するものは、存在していなかったことが認められる。

したがって、原告製品の上記形態は、独自の特徴を有するものであったといえる。

(イ) 周知性について

a 事実関係

掲記の各証拠及び弁論の全趣旨によると、原告製品の販売、広告宣伝等については、以下の事実が認められる。

(a) 需要者

ヘアードライヤーの需要者は理美容業者である。平成5年度以降の理容所及び美容所の施設数は、別紙理美容所施設数記載のとおりで、33万件ないし35万件台である。

なお、原告は、日本国内の美容室のみにおける周知性を主張するが、理容室と美容室を区別することについて、合理的な理由が主張されているわけではなく、理美容室業者を需要者と見るのが相当である。

ヘアードライヤーは、おおむね7～10年程度で買換えがされる(弁論の全趣旨)。

(b) 原告製品の販売

原告製品の販売台数は、別紙原告製品販売実績記載のとおりである(甲40, 41。なお、上記販売実績には海外向けに販売した分も含まれている。)。

原告製品が多く販売されていたのは、平成4年度から平成6年度までの3年間(4332台, 3841台, 3337台)であり、平成12年度までは、毎年2000台前後を販売していたものの、その後は数百台程度となり、平成18年度以降は200台未満である。

(c) 原告製品の広告宣伝

原告は、原告の代理店を介しての取引を基本にしつつ、全国各地にショールームを開設し、需要者である理美容業者に原告製品を実際に体験してもらおう等している。

また、原告製品については、平成4年から平成21年までの間、原告製品を紹介するチラシ(甲16, 17, 28)が作成・配布されたほか、原告の理美容品カタログ(甲18～20, 22, 31～38)、展示会やフェア開催のチラシ(甲21, 23, 25～27, 29, 30)などで原告製品が紹介されていた。

また、原告製品については、平成5年3月、平成6年9月、平成10年1月に、美容関係の業界誌に広告が掲載された(甲5～7)。

(d) 原告製品と同一の機能を有する製品の販売

原告製品と同様に、ヒーター部を備えたシェード部が帯状であり、これを回動させることによって使用するヘアードライヤーについては、平成13年以降、韓国のロイヤル社が製造した「ビューティコール」(被告製品と同一形態である。)が、日本に輸入されるようになった(甲39,乙19)。

同製品は、平成15年から平成17年頃、株式会社アトリエワールドが「IR-」の名称で販売しており(乙17,18)、株式会社ヤマグチリペアラーなどの販売業者も、「IR-」又は「ビューティコール」の製品を取り扱っていた(乙20~23)。被告も、平成18年に被告製品の販売を開始し、同社のカタログにおいて製品の広告宣伝を行う等している(乙24)。

原告は、これらの販売を認識しながらも、本件訴訟に至るまで、特段の措置をとっていない(弁論の全趣旨)。

b 検討

以上を踏まえて、被告製品の販売が開始された平成18年当時の原告製品の形態の周知性について検討する。

(a) 原告は、平成4年から平成7年当時、原告製品の販売を重点的に行っており、そのための営業活動を行っていたといえる(甲5,6,16~24等参照)。

(b) しかしながら、その販売台数は、販売当初の平成4年度は4000台であったものの、その後はおおむね減少しており、平成13年度以降は数百台程度となっている。理美容所の施設数が33万件ないし35万台台であったことからすれば、ヘアードライヤーが7~10年程度で買い換えられる製品であることも踏まえたとしても、その販売台数を特別多いと評価することはできず、原告製品は、販売当初こそ市場において一定の評価を得たものの、その後、当該評価が定着するに至ったとまではいい難い。

また、チラシやカタログについても、平成4年から平成7年にかけては、原告製品に主眼を置いたカタログ等が使用されたが、その後は、原告製品を他の理美容品と共に紹介するチラシ等が使用されているにすぎないことからすれば、これをみた需要者・取引者が、原告製品を特に意識して認知していたということとはできない(特に、平成7年以降は、原告が製造販売する他のヘアードライヤーである「ビビアン」,「エクセル」,「わくわく21」などと共に紹介されている。)。さらに、新製品として原告製品を紹介するチラシも作成配布されていたことが認められるが、これらは販売開始当初の限定された時期に配布されたにすぎない

いといえることからすれば、その後の周知性を基礎付けるものということとはできない。

さらに、平成15年以降、原告製品と同様の商品（ヒーター部を備えたシェード部が帯状であり、これを回動させることによって使用するヘアードライヤー）が韓国から輸入されるようになっており、平成18年当時は、既に輸入販売が開始されてから3年が経過していたことになる。
(c) 以上によれば、被告製品が販売されるようになった平成18年当時、原告製品の形態が、原告の商品等表示として、需要者の間に広く認識されていたと認めることはできない。

原告は、原告製品の形態は、平成7年頃に周知性を獲得し、それがその後も失われていないと主張するようであるが、平成7年当時、3年程度の販売実績しかなく、その後の販売台数の低下は上記のとおりであることからすれば、仮に平成7年頃に一定の周知性があったとしても、平成18年の時点でそれがあったということとはできない。

ウ 小括

したがって、被告が、平成18年以降、被告製品を販売したことが、不正競争防止法2条1項1号の不正競争に当たるとはいえない。

(2) まとめ

以上のとおりであって、原告の不正競争防止法違反に基づく請求は、その余の点について検討するまでもなく理由がない。

3 結論

以上によれば、原告の請求にはいずれも理由がない。よって、主文のとおり判決する。

【論 説】

本件は、原告が本件訴訟を提起した平成22年当時においては、本件登録意匠に係る意匠権は、存続期間（設定登録日から15年間。平成6年3月25日～平成21年3月24日）が満了し消滅していたが、被告が当該商品を販売開始したのは平成18年というから、意匠権はまだ毎年登録料も支払われていたので、有効に存続していたのである。

しかし、存続期間満了後も被告商品の販売行為は続いていたから、原告はその後、不正競争防止法2条1項1号の不正競争行為に該当すると主張したのである。

したがって、本件の争点は、(1)意匠権侵害に基づく請求と、それに続く(2)不競法違反に基づく請求と、の2点あった。

1. 意匠権侵害に基づく請求について

裁判所は、まず 本件意匠の構成について、基本的構成態様と具体的構成態様とに分けて説明した後、 被告意匠の構成についても同様の構成態様に分けて説明している。しかる後に、再び本件意匠に戻り、こんどは 本件意匠の要部について説明する。

この冒頭で裁判所は意匠法24条2項の規定を述べ、「したがって、その判断にあたっては、意匠に係る物品の性質、用途、使用態様、さらには公知意匠にない新規な創作部分の存否等を参酌して、需要者の注意を惹き付けられる部分を要部として把握した上で、両意匠が要部において構成態様を共通にするか否かを中心に観察し、全体として美感を共通にするか否かを判断すべきである。」と説示する。

しかしながら、法24条2項の規定からは、裁判所が説示しているような文言や意味合いは出て来ない。したがって、この解釈は、前記規定の意味内容を無視した裁判所独自の見解ということになる。

(1) さて、そもそも裁判所がいう本件登録意匠の「要部」とは何を意味するかといえば、法24条2項に関する前記解釈にしたがえば、「公知意匠にない新規な創作部分は需要者の注意を惹き付ける部分」であるから、まずこれを把握することであり、その後被告意匠がこの要部を具備しているか否かを対比判断することになる、という論理であろう。

したがって、当該物品がその存在上固有する形態は、被告意匠にあっても共通しているものであるから、そのような部分は観念的に除外され、また公知の形態部分も同様に除外された上で、本件登録意匠の創作の要部は把握されることになるというのである。

(2) ところで「需要者」について、裁判所は「理美容業者」とであると認定するが、これは広く「当業者」と換言してもよい。しかし、需要者は常に受け身の立場にあるのに対し、当業者は新製品を開発し製造し供給する立場にあるから、当該意匠を創作するための多くの知識や知恵を持つ者は当業者である。

(3) 公知意匠として原告が提出した他社製のヘアドライヤに係る意匠は、本件意匠のような形態のものではなく、他には見当たらないものと原告は主張した。

(4) その結果、裁判所は、本件意匠の要部は、「本件意匠のうち需要者の注意を惹き付けられる部分」が、「シェード部、円柱部及び支持部の具体的な形状にあるというべきであり、取っ手部については、意匠全体の骨格を構成するものとはいえず、要部とはいえない、と認定した。また、上記形状のうち、シェード部の『オゾン送風口』、『ヒーター部』、『放熱口』の具体的な形状、支持部の『制御部』、『放熱口』の具体的な形状は、意匠全体の骨格を構成するものではなく、要部には含まれない。」と認定した。

(5) しかしながら、われわれが実務上、本件登録意匠の「要部」というときは、前記したとおり、意匠全体の中の創作部分はどこにあるのかという意味で使用するのであり、出願人が出願時に願書に添付して「特徴記載書」の提出が認められているのも、出願人が創作した意匠の要部を主張することを意味している。したがって、もし審査時に、この要部と主張した部分が、すでに公知意匠の構成に含まれていたことが明らかであれば、出願人はそれで納得し意見書等で争うことはしないのである。

しかし、本件においては、原告が主張したように、本件意匠の要部把握は公知意匠との対比でなされてはいず、裁判所の独自の考え方に基いてなされているように見える。

そうすると、本件意匠についての要部認定などは無意味なことになり、公知意匠等とは無関係に、「ヘアドライヤ本体」の全体について対比観察して類否を判断すればよいことになり、正に法24条2項の規定を文字どおりに適用することになる。

(6) 裁判所は、本件意匠と被告意匠との共通点と差異点とを対比した後に類否判断をし、需要者に異なる印象を与え美感を異にするから、類似しないと判断したのである。

しかし残念ながら、筆者が検索した判決文には、被告意匠や公知意匠の添付がないから、対比のしようがない。

2. 不競法違反に基づく請求について

(1) 争点は、原告製品の形態は、周知の商品等表示（法2条1項1号）に該当するか否かであった。

裁判所は、まず商品形態の商品等表示該当性について、その形態が特定の者の商品であることを示す表示であると需要者間で広く認識されるようになった場合は、前記条項号にいう「商品等表示」として保護されることがあり得ると説示した。

(2) 裁判所はまず、原告製品が販売開始された平成4年当時は、原告製品のように、ヒーター部を備えたシェード部が帯状で、これを回動させることによって使用するものは存在していなかったから、原告製品の形態は、独自の特徴を有するものであったといえると認定した。

(3) 次に周知性について裁判所は、原告製品の販売量が平成4年度当時に比して、平成18年度以降は200台未満に落ちていること、そして平成13年以降になると、原告製品と同一機能を有する韓国製品がわが国に輸入されていたが、原告はこれらの販売を承知していても、本件訴訟に至るまで特段の措置をとって来なかった。

そこで、裁判所は検討した結果、原告製品は、販売当初は市場において一定

の評価を得たものの、その後は当該評価が定着するに至ったとまでは言い難いと認定した。

その結果、裁判所は、平成7年頃には原告製品の形態について一定の周知性はあったとしても、「平成18年の時点でそれがあったということとはできない。」と認定し、被告が平成18年以降、被告製品を販売したことが、不競法2条1項1号の不正競争に当たるとはいえないと判断したのである。

筆者としては、被告製品の形態を図面又は写真によって見ていないから、その同一又は類似いかんについては不明であるが、需要者は被告製品の形態が原告製品の形態と混同を起すことはなかったのかが気になるところである。もし被告製品の商品形態が同一又は類似であったとすると、輸入業者（当業者）は、原告商品のわが国における需要を十分把握していたから、それとの混同を期待して輸入し販売を始めたことは十分推測できるのであり、商標の問題は別として、需要者は輸入品が同一機能を発揮することにより自他商品の混同を起こしていたといえるだろう。

平成15年中に韓国から輸入された製品の形態が原告のそれと同一又は類似のものであったならば、原告はその時点で手を打っておくべきであったであろう。そうしてみると、本件に対する原告の主張，立証は不十分であったということになる。

〔牛木 理一〕

(21)意願 平3-37493

(22)出願 平3(1991)12月11日

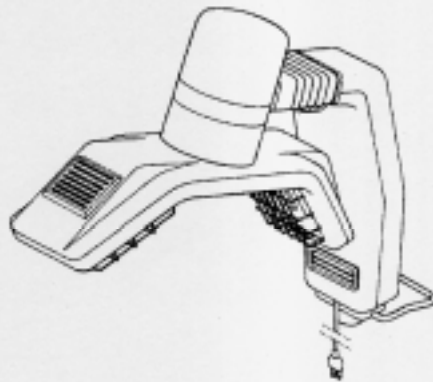
(24)登録 平6(1994)3月25日

(72)創作者 中谷全利 大阪府大阪市平野区加美北4丁目6番32号 株式会社大廣製作所内
 (73)意匠種者 株式会社大廣製作所 大阪府大阪市平野区加美北4丁目6番32号
 (74)代理人 弁理士 鎌田文二 外2名
 審査官 早川治子

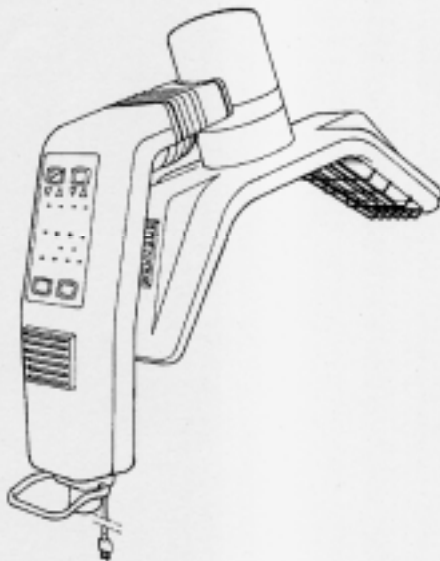
(54)意匠に係る物品 ヘアドライヤ本体

(55)説明 本物品は、制御部を操作して通電すると、使用状態を示す参考図1に示すように、本体がA線を中心に図示矢印の如く回転すると共に、ヒーター部は、本体のB線を中心に図示矢印の如く回転する。上記制御部は、その他、オゾンの送風、熱風の噴出等を制御する。図面中、コードの省略部分は、願書添付図面上30cmである。左側面図は右側面図と対称にあらわれる。

正面側からの斜視図



背面側からの斜視図



正面図



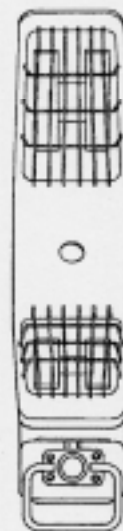
背面図



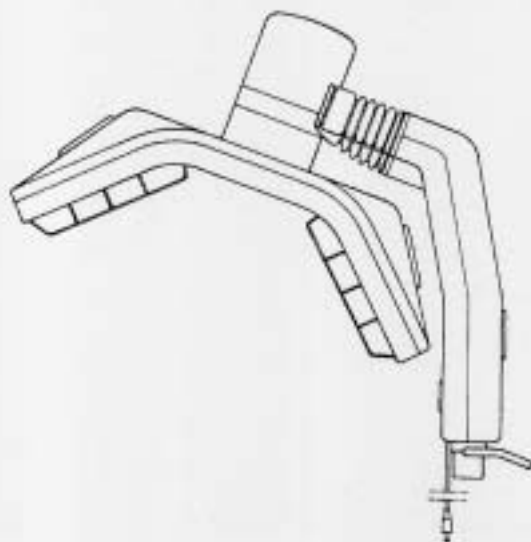
平面図



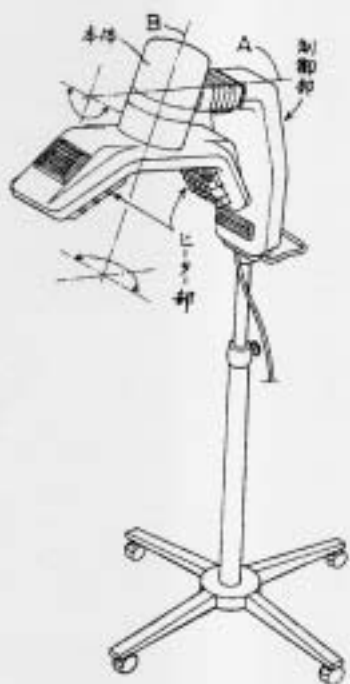
底面図



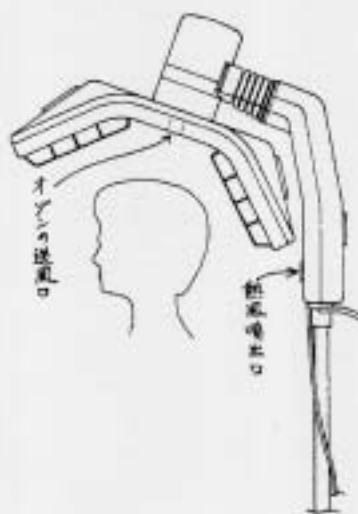
右側面図



使用状態を示す参考図 1



使用状態を示す参考図 2



(別紙)

原告製品目録

「ブーメラン」という名称のヘアードライヤー

(別紙)

被告製品目録

「ビューティコール」という名称のヘアードライヤー